

知らなきや損する

人生を支える公的年金制度 保険料を前払いするとおトク

私たちの人生には、さまざまな要因で生活が困難になるリスクがあります。例えば、障害を負ったり、子どもが小さい時に配偶者を亡くして所得が失われたり…。また、人は何歳まで生きるか予測できないとなると、それに備えた貯蓄が足りなくなるかもしれません。

このような予測することができない将来のリスクに対して、社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現していく制度が「公的年金制度」です。もし、公的年金制度がなかったら、私たちは親の老後を仕送りなどで支えたり、自分の老後を自分で備えるため、必要以上に生活を切り詰めて貯蓄しなくてはなりません。

公的年金制度は、いま働いている世代（現役世代）が支払う保険料を仕送りの形で高齢者などの年金給付に充てるという「世代と世代の支え合い」という考え方（賦課方式という）を基本として運営されています（保険料収入以外にも、年金積立金や税金が年金給付に充てられています）。

また、日本の公的年金制度は「国民皆年金」という特徴を持っていて、20歳以上の全ての人が加入する国民年金と、会社員・公務員が加入する厚生年金の、いわゆる「2階建て」と呼ばれる構造になっています。

具体的には、自営業者など国民年金のみに加入している人（第一号被保険者という）は、毎月定額の保険料を自分で納め、厚生年金に加入している会社員や公務員（第二号被保険者）は、国民年金分を含めて毎月定率の保険料を事業主と折半で負担し、保険料は給料から天引きされます。

平成28年度 ※（ ）は毎月現金納付金額からの割引合計額

口座振替 6カ月前納	口座振替 1年前納	口座振替 2年前納	現金納付 6カ月前納	現金納付 1年前納
9万6450円 (1110円)	19万1030円 (4090円)	37万7310円 (1万5690円)	9万6770円 (790円)	19万1660円 (3460円)

専業主婦など扶養されている人（第三号被保険者）は、個人としては国民年金の保険料を負担する必要がありません。そして、老後を迎えると、全ての人が国民年金から「老齢基礎年金」を、厚生年金に加入していた人は、加えて「老齢厚生年金」を受け取ることができます。公的年金制度には、さらに「障害年金」や「遺族年金」もあります。

公的年金の給付を受けるためには、毎月の保険料を納付して、制度を支える義務を果たす必要があります。保険料の納付期限は、「納付対象月の翌末日」と定められています。もし、納付期限までに保険料を納めないと、障害年金や遺族年金が受給できない場合があるので、忘れずに納めましょう。

国民年金の保険料の納付方法ですが、現在、納付書で支払う現金納付以外に、口座振替、クレジットカード払いなどがあります。第1号被保険者（及び任意加入被保険者）が支払う国民年金の1カ月当たりの保険料は、平成28年4月からは「16,260円」、平成29年度「16,490円」です。なお、図のようにまとめて前払いすると、割引きが適用されるのでおトクです。

検討したい人は、手続きが必要で、次の半年払いは8月末まで、それ以外の期日は2月末なので、来年になりますが、検討してみたいいかがでしょうか。



暮らしのマネープラン相談センター 所長
サードファイナンスアドバイザー 高橋 昌子

いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

- **時間相談** …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円
教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます
- **マイホーム資金・住宅ローン相談** …………… 3万円
無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます
- **退職資金・マネープラン相談** …………… 3万円
退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます

